

平成 28 年(2016 年) 8 月 1 日

長野県木曾地方事務所

公募型プロポーザル方式（建設工事）に係る手続開始の掲示について

次のとおり技術提案書の提出を公募します。

この公募型プロポーザル方式（建設工事）に係る手続きは、当掲示によるほか、長野県公募型プロポーザル方式（建設工事） 試行要領（平成 16 年 9 月 30 日付け 16 監技第 150 号）及び長野県公募型プロポーザル方式試行に係る情報の取扱要領（平成 15 年 1 月 29 日付け 14 監技第 412 号）に示すとおりです。

1 工事の概要

(1) 工事名

平成 28 年度県営中山間総合整備事業 ひのきの里地区 防災無線整備工事

(2) 工事の目的

本地域は同報系アナログ防災無線を平成 8 年に導入しているが、老朽化による故障頻度が高まる中で、修理部品の調達など速やかな復旧に支障をきたしている。また、総務省では電波使用周波数再編に伴い、アナログ方式無線設備は老朽化も考慮し、デジタル方式への移行を促進している。

このため、本工事により施設をデジタル方式に更新し、①農業被害に関する気象情報や営農技術情報、生活に関する情報の周知 ②災害時の情報伝達・収集 ③災害復旧時の諸活動 ④その他町民に周知することが必要な情報伝達等の的確な遂行に活用することを目的とするため、迅速性、正確性を確保することを要する。

なお、当初契約時に示された性能仕様以外の追加項目や、埋蔵文化財の出現等予期しない項目以外については機器の仕様・数量に変更があっても契約金額は変更しない。

(3) 工事内容

① 工事及び業務範囲

本工事は、上松町域の同報系デジタル防災無線システム（以下「システム」という。）の構築と整備を行うもので、工事及び業務範囲は以下に示すとおりである。また本工事は、県営発注分と上松町単独発注分を、合算した技術提案により特定者を定めるので、それぞれの内訳を明確にしたうえで見積は全体で積算すること。（県営分と単独分の詳細については下記（3）③（イ）bによる。）

(ア) 電波伝搬範囲及び音達範囲の現地調査

(イ) システムの構築と設計

(ウ) 基地局（＝親局及び中継局、再送信子局、屋外拡声子局 以下同じ）建柱工事及び既設建物等

への基地局設置工事

- (エ) 機器（親局設備、遠隔制御装置）設置工事及びそれに伴うネットワーク工事、電源設備（直流電源装置、無停電電源装置、耐雷トランス、非常用発動発電設備他）及び電源工事
- (オ) 屋外拡声子局・戸別受信機等の設置工事
- (カ) 各種試験の実施と試験成績書作成及び登録検査の立会い
- (キ) 関係機関への許可・届出・報告資料作成  
・工事に必要な許可等の書類を作成する。
- (ク) 導入時の取扱指導
- (ケ) 不要となる現行施設・設備の撤去・処分
- (コ) その他、発注者、監督職員等より指示のある関連事項

## ② 現行システムの把握と調査

- (ア) 現行システムや施設の状況を把握した上で、同報系デジタル防災無線への更新計画を立案する。  
（別紙「上松町防災無線（現行）施設イメージ図」参考）
- (イ) 現行基地局施設は、撤去することを基本とするが、現況の施設を確認し耐用年数等を十分に考慮の上、可能なものは利用する方向で検討し、技術提案書を作成する。
- (ウ) 電波伝搬範囲及び音達範囲について机上検討を行い、最適なシステム構成を設計する。また現地調査による実証確認を行うこと。

## ③ システム基本条件の検討

基本条件として以下の項目を考慮し検討する。

### (ア) 基地局設置場所

上松町役場庁舎は老朽化による損傷が激しいため、将来建て替え、もしくは移転の可能性がある。（時期は未定）このことを考慮し、親局設備は公民館（住所：上松町小川 1706）に設置することとし、上松町庁舎には遠隔制御局を設置する。これにより、日頃は上松町庁舎内に設置する遠隔制御局を主に使用することになるので、機能はもとより、レイアウトも十分考慮して設計を行うこと。なお、親局装置、親局操作卓及び遠隔制御装置の設置位置については、現段階では決定していないため、実際は施工時に、発注者、監督職員及び上松町と協議の上確定するものとする。

基地局（子局）の設置場所は、別紙 2「現行基地局設置箇所一覧」を基本として、通信が確保されるように中継局・再送信子局等の検討を行い、技術提案書を作成する。

また、電波伝搬範囲及び音達範囲の机上検討並びに現地調査等の結果に基づき、必要に応じ設置箇所の追加又は減、設置場所の変更を検討するものとする。また、戸別受信機を上松町内全戸に設置した際、全戸が受信可能で確実に情報を伝達できるよう設計すること。ただし、新たに拡声子局の設置箇所の追加もしくは変更を行う際の用地確保に関する事項は提案者の責任で行うこと。また、戸別受信機設置の際、やむを得ず取り付ける空中線工事は、最小限となるよう設計する。

### (イ) システムの構成

システムの構築にあたっては、以下の要件を満たすこと。

a 同報系デジタル防災行政無線システム整備

- ・ システム全体として、可用性・運用性に優れた構成とすること。
- ・ 本システムを構成する機器類は、上松町にとって運用性・収容性の良い構造であること。
- ・ 本システムを構成する機器類は、原則として「(6) 工事実施上の要件 ③」に記載する規格を適用し、発注者、監督職員の確認を得ること。
- ・ 本システムを構成する基地局は電波干渉が少ないこと。
- ・ 前項(ア)別紙 1「現行 基地局設置箇所位置図」及び別紙 2「現行 基地局設置箇所一覧」を参考にして適切な位置に基地局、アンテナ設置を行うこと。
- ・ 基地局のうち、中継局及び再送信子局と任意の屋外拡声子局数局に、アンサーバック機能を配備する。アンサーバック機能付きの屋外拡声子局は、最少かつ適正箇所に取り付けることとし、全屋外拡声子局数の 1/2 を超えないこと。
- ・ 親局設備及び、任意の屋外拡声子局数局にそれぞれ気象観測装置を取り付ける。取り付ける気象観測装置は雨量計を基本とし、設置数は 7 か所以内とする。最少かつ最も効果的な設置数、設置場所、並びに機能等を提案すること。
- ・ 親局設備には温度計も取り付けること。
- ・ 取付ける気象観測装置について届け出等が必要な場合は、本事業に含めるものとする。
- ・ 木曾川周辺の任意の場所に河川監視システムを設置する。河川監視システムの設置数は 5 か所以内とし、最少かつ最も効果的な設置数、設置場所、機能等を提案すること。
- ・ 一般の放送中に緊急放送の必要性が生じた際は、緊急放送を優先する仕様とすること。
- ・ 本システムの安定した運用を図るため、システムを監視できること。
- ・ 屋外拡声子局のスピーカーについては音達範囲を検討して最適なものを選定すること。
- ・ J-ALERT と連動し、J-ALERT から緊急通報を受信した場合には直接拡声子局より通報ができること。
- ・ 木曾広域消防からの信号を受信し、火災等災害情報を放送出来ること。
- ・ その他防災無線を通じて伝達される情報の内容・選別・優先度等については「上松町地域防災計画」との整合を図ること。
- ・ 防災サーバを配置し J-ALERT、CATV 緊急告知端末や、登録制メールなど他の情報伝達システムとの接続が可能であること。(防災サーバの機能は総務省「市町村デジタル防災無線システム導入ガイド」に記載されているものと同様とする。) また、将来 HP との連動等システムの拡張を実行する際に、拡張性を妨げないように配慮すること。

b 戸別受信機整備

県営発注分として、指定避難所 7 5 戸に戸別受信機を設置し、役場からの情報を確実に伝送可能とすること。またやむを得ず空中線工事を実施する場合は設置軒数を極力減らすこと。(別紙 3 上松町指定避難所一覧参照)

また、上松町単独発注分として、戸別受信機 2 0 5 0 戸+予備 2 5 戸分の計 2 0 7 5 台を設置予定である。(予備 2 5 戸分は設置不要で役場に納入のこと。) またやむを得ず空中線工事を実施する場合は設置軒数を極力減らすこと。(技術提案における費用は標記台数にて作成するこ

と。)

そのため、県営発注分と上松町単独発注分を合わせた2150戸の通信容量等を備えたシステムとし、それぞれの戸別受信機は仕様を同じくし、互換性を持たせること。

c システム条件

- ・ 提案書は文書のほか、全体構成がわかるイメージ図（配置・平面計画等）を添付すること。
- ・ 配置・平面計画書等は上松町の地形条件などを反映し、工事の確実性があること。

④ システム詳細設計

システムの詳細設計は、(3) ①、②及び③を踏まえて④の仕様により行うものとする。

- (ア) 既存機器の更新、システムの構築に必要な機器の仕様や配置計画及び実装する機能等について、詳細な設計を行い、整備工事のために必要な仕様書及び図面、数量表等を作成すること。また実装する機器の製造会社（メーカー）から機器供給証明書を発行してもらい添付すること。
- (イ) 各施設にある機器の構成に変化が生じた場合にも容易に対応できるシステムとすること。
- (ウ) 無線機の仕様は、以下の条件を満たした60MHz デジタル同報系防災行政無線機を使用していること。また、条件について技術提案書内に明記されていること。

<同報系デジタル防災無線>

a 停電対策

- ・ 親局を稼働させるために、直流電源装置（停電保証時間3時間以上）を設置し、停電時には速やかに非常用発電設備から受電し途切れることなく稼働すること。また以下の条件を満たすこと。

非常用発動発電設備：5kVA 以上

なお、ソーラーエネルギーの活用による停電対策が可能な場合は提案を可能とします。

無停電電源装置：1kVA 以上

耐雷トランス：3kVA 以上

- ・ 遠隔制御装置は卓上型とし、バッテリーを内蔵し停電が発生した場合であっても24時間以上の運用が可能であること。
- ・ 屋外拡声子局のバッテリーは3日間以上（72時間以上）稼働対応できる容量を確保すること。また、必要に応じて設置する中継局、再送信子局についても同等とすること。
- ・ 親局及び中継局、再送信子局は、雷害の対策を十分に施すこと。

b 信頼性向上

- ・ 無線送受信装置（親局・中継局・再送信子局）は現用・予備の二重化構成とし、故障時は自動切換えして無線通信を維持すること。
- ・ 本装置単体でも手動で緊急一括放送ができること。
- ・ 無線出力をモニターするための戸別受信機を親局操作卓及び遠隔制御卓に整備すること。
- ・ 親局設備の主要機器は二重化構成とし、故障時は自動切換えして機能を維持すること。
- ・ 中継局、再送信子局設備にはアンサーバック機能を経由し、無線装置の動作状態がわかるよ

うにすること。

c 広域災害対応

- ・ 遠隔制御局から親局の放送機能を概ね代行できること。
- ・ 遠隔制御局は親局の代わりとして役場庁舎に設置し、主に使うものであるから、簡易版は認めない。
- ・ 親局操作卓が故障他なんらかの不具合が生じて、遠隔制御局から放送できること。
- ・ 職員避難対応のため、緊急放送を自動的に繰り返し放送できること。
- ・ 市町村連携の広域化対応に向けて、グループID登録は ARIB 標準規格の範囲内とする。

d 操作性向上

- ・ 広域災害時に教育訓練を受けていない者でも操作しやすい機能を有すること。
- ・ 視認性を向上させるため大型カラー液晶大画面（40インチ以上及び20インチ以上の汎用品それぞれ1台ずつ）を使用して、操作性・保守性も向上させること。また、20インチ以上の画面についてはタッチパネルによる操作も可能とすること。
- ・ PC並みの操作性で、ID登録・書換えが簡単にできること。
- ・ 全体把握しやすいように拡大縮小機能を持つ地図表示を行うこと。
- ・ 小声の人や声の通りづらい人の音声でも良く聞こえるように、ボリューム付きにするなど配慮がされていること。
- ・ 放送した内容の問い合わせに対応できるよう、電話自動応答機能をつけること。
- ・ 通報履歴は電子ファイルとして外部に出力可能であること。
- ・ 再送信子局、屋外拡声子局には自局の拡声装置を用いて自局通報が出来るものとする。自局通報中に親局からの通報を受信した場合には、自動的に親局からの通報に切り替わるものとする。

e 環境対策

- ・ 屋外に設置する設備は、周辺温度 $-20^{\circ}\text{C}$ ～ $+50^{\circ}\text{C}$ 、湿度 90%以下において異常なく動作すること。
- ・ 屋外に設置する設備は、最大瞬間風速 60m/sec に耐えること。
- ・ 各施設に必要な耐震性を持たせること。
- ・ 空中線柱は耐食性のあるものを使用し、地際防腐塗装を施していること。
- ・ 現行基地局を再利用する際は、防錆塗装を施し、配管材は新設とする。
- ・ 基地局設備（中継局、再送信子局、拡声子局）に取り付ける機器の収容筐体は防滴構造とし施錠出来ること。

f その他

- ・ 防災無線設備のうち、上松町の環境・地域性（降雪地域・住民の高齢化）に鑑み、情報伝達機能のより優れたものがあれば提案に含めること。
- ・ 現在 CATV の音声告知端末を全戸に配布しているが、この音声告知端末の機能を補てんするシステムがあれば提案すること。
- ・ その他上松町に有益となる提案があれば含めること。

<戸別受信機（モニター用、避難所用等）>

- a 親局からの放送を受信し内蔵スピーカーにてモニター出力できること。
- b 親局から緊急一括呼出信号を受信した場合、受信機の音量設定状態に関係なく最大音量で聴取できること。
- c ロッドアンテナが機器に装備されていること。また、必要に応じて外部アンテナと接続できること。
- d 放送内容は 20 件程度録音することができ、また再生できること。
- e 内蔵電池は、単Ⅰ乾電池、単Ⅱ乾電池、単Ⅲ乾電池のいずれかを使用できること。
- f 商用電源が停電時は内蔵電池に自動切替できること。
- g 無線伝送品質劣化の対策として、伝送品質を改善するため自動等化器等を有していること。
- h 親局からの電波を受信するため、空中線はロッドアンテナ（受信機搭載）、ダイポールアンテナ等、最適なものを選定し設置すること。
- i 内蔵電池の交換時期を知らせる機能が付いていること。

#### ⑤ 許認可申請

システム整備・運営に際し許認可、届出が必要となる場合は、申請書類一式を作成するとともに、確実にシステムが運営できるよう申請手続きを行う。又は、必要な助言指導を行い確実にシステムが運営できるようにすること。

#### ⑥ システム整備工事

システム整備工事は、(3)④に基づいて行うものとする。

(ア) 整備工事を開始するには、詳細設計について発注者の承認を必要とする。

また、総務省から電波利用の許認可を予め得ることが必須である。

(イ) 必要となる既存機器の改修は請負者の責において行うものとする。

(ウ) 更新又は改修により不要となる現行施設の機器、装置等は新システム運用開始後に撤去するものとし、適正な処分を行うこと。

(エ) 当工事の特記仕様書は、当掲示の「1 工事の概要」及び特定者の技術提案書、仕様書により構成されるものとする。

(オ) 無線局検査

基地局（親局・中継局・再送信局）から各無線局間の接続確認対向検査を行うこと。検査については、以下の項目を実施することとし、検査結果報告書を作成すること。報告書には、検査項目のほか、検査時の環境・検査場所・検査端末（スペック）・検査方法・手順を明示すること。また、事前に発注者、監督職員及び上松町に提示し承諾を受けること。

- ・ RSSI（受信信号強度）の測定

- ・ BER（伝送誤り率）の測定

(カ) 検査データ

無線局検査データは設計値と同等またはそれ以上の値を確保すること。万一、設計値に満たない測定数値結果が出た場合は、速やかに発注者、監督職員及び上松町に連絡し、原因調査と対策を行い二次検査を行うこと。

(キ) 切替工事

切替工事にあたっては、現行サービスの維持・確保に努め、停波時間を極力なくすこと。

⑦ システムの保守・運用

(ア) 保守体制

- ・ 将来にわたり保守運用が継続的に行なうことができ、システムを一括して管理できる保守体制が整備されていること。
- ・ 町の担当者に対しての機器操作講習、説明サポート体制が明確となっていること。
- ・ 保守点検内容と時期を明確にし、保守・サポート体制を技術提案書に記載すること。

(イ) 保守経費

- ・ 保守運用の機能を満足した上で、価格が抑えられていること。
- ・ 24時間365日保守サポート、定期点検（年1回）、消耗品費などの費用について提示すること。
- ・ 無線の総務省の許可及び更新又は登録の費用（機器の点検も含む）について提示すること。

(ウ) 機器の操作及び維持管理作業を記載したマニュアルを作成し、親局操作卓及び遠隔制御卓に常備すること。 マニュアルは、正規本のほかに、早見表も用意すること。

(エ) 機器の設置及び試験調整を履行期限の1ヶ月前までに終了させ、上松町向け操作講習会を開催すること。

(オ) 運用開始後に、万が一故障・トラブル等が発生した場合には誠意をもって対応し、システム・製品・機能等に熟練したサービス員を速やかに派遣できる体制を有すること。

なお、緊急時の修理等のためサポート体制及び道路条件等災害時を考慮したサポート開始までに要する時間を明確にすること。但し、サポートに関しては受注者本社でなくとも信用及び実績のある提携会社によることも可とする。

(4) 技術提案を求める具体的内容

テーマ	具体的内容
1 施設建設費及びランニングコスト	(1) 施設建設費の内容が妥当であり、かつ安価であること。 (2) 保守契約費及び戸別受信機の費用(追加購入時)が安価であること。
2 システムの信頼性・安定性	(1) デジタル化に伴う親局、再送信子局等の通信確保の検討がされていること。 具体的な耐雷対策が検討されていること。併せて、親局、再送信子局等のバックアップ機能が十分であること。 (2) 防災無線の扱いに不慣れな職員でも操作が容易で、応答性、信頼性に優れていること。 (3) 避難情報等の判断に活用できる、河川の監視に役立つシステムがあれば配置や機能等について提案すること。 (4) その他上松町の地域性(降雪地域、住民の高齢化)を鑑み、より最適な情報伝達機能、またはCATVの音声告知端末の機能を補てんするシステムがあれば提案すること。

3 メンテナンスの容易さ 及び設備の耐久性	(1) 故障時に早急な対応が出来る体制が構築されており、併せて地域状況を鑑みた保守拠点や戸別受信機の設置体制が検討されていること。 (2) 保守点検や部品交換が容易で機器が管理しやすいシステムであること。
4 技術提案の内用と整合性	(1) 技術提案全体について内容が十分に検討され、コストダウンや設備の長寿命化が図られていること。 (2) その他本システムに関し上松町にとって有益と判断される提案があれば可能とする。

(5) 履行期限 平成 30 年 3 月 9 日(債務負担行為設定済)

(6) 工事実施上の要件

- ① 本工事の遂行上必要な調査は請負者が行うものとするが、現行システムの関係図書及び既存機器状況など発注者又は上松町が所有している資料は貸与する。この場合、請負者は借用期間と目的を明示した借用書リストを発注者又は上松町に提出し、期間内に返却するものとし、目的外での使用はしないこと。
- ② 本工事における保証期間は、現場引渡しから起算して2年間とする。  
ただし、受注者の責による故意又は重大な過失により瑕疵が生じた場合は、期間を10年間とする。なお、運用開始1年以内に生じた機能不足等については責任を持ってシステムの改造や附属設備の設置を受注者の責により行うこと。
- ③ 本工事において適用する規格等は次のとおりとする。

市町村デジタル同報通信システム標準規格 (ARIB STD-T86)

日本工業規格	( J I S )
電気規格調査会標準規格	( J E C )
日本電機工業会標準規格	( J E M )
電子情報技術産業協会規格	( J E I T A )
日本電信電話株式会社規格	( D D S )
日本電線工業会規格	( J C S )
電池工業会規格	( S B A )
施設機械工事等共通仕様書	(長野県農政部)
施設機械工事等施工管理基準	(農林水産省農村整備局整備部設計課)
土木工事共通仕様書	(長野県農政部)
土木工事施工管理基準	(長野県農政部)
土地改良工事数量算出要領	(長野県農政部)
土木工事現場必携	(長野県建設部)
土地改良工事標準設計	(長野県農政部)
電気通信設備工事共通仕様書	(国土交通省大臣官房技術調査課)
電気通信施設の標準機器仕様書	(国土交通省)
電機設備技術基準	(経済産業省)



電波法及び同法関係法令等  
電気通信事業法及び同法関係法令等  
建築基準法及び同法関係法令等  
その他関係法規及び基準等

上記については、最新版を使用することとする。

また前項の他、総務省より示された「防災行政無線局の免許方針」及び「防災行政無線局の事務処理要領」に基づくものでなければならない。

- ④ 本工事は電子納品対象工事であり、電子納品の範囲等については協議により決定する。
- ⑤ 本工事完了に伴い、工事に関わる完成図書（図面、仕様書）の他に、既設利用設備の図面と併せた管理用図書（操作取扱要領の概要版・詳細版を含む）の提出を求める。管理用図書に含まれる既設設備の範囲は協議により決定する。
- ⑥ 管理用図書には、保守点検についても取りまとめること。不具合、損傷発生時の個別対応で足りるか、定期的な点検を必要とするか、機器装置別・点検項目別に、必要性、効果、法定点検か自主点検の別を記入すること。また、点検の頻度及び費用について検討のうえ取りまとめること。

#### （7）その他

現行システムの関係図書及び既存機器状況など発注者又は上松町が所有している資料（点検報告書）は長野県木曾地方事務所農地整備課において閲覧可能ですので、3（5）に記載の担当者に連絡の上、来庁してください。

## 2 技術提案書の提出者に必要とされる要件

### （1）対象工事に共通する入札参加資格要件

- ① 長野県建設工事の入札参加資格を有している者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しない者であること。
- ③ 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号。以下「入札参加停止措置要領」という。）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- ④ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項の規定により営業停止の処分を受けていない者であること。
- ⑤ 有効な経営事項審査を有している者であること。
- ⑥ 県発注の他の対象工事において、請負契約約款第 17 条第 1 項の規定により「設計図書不適合の場合の改造の請求」を受けていない者であること。
- ⑦ 県発注の他の対象工事において、長野県建設工事等検査要綱（平成 15 年 4 月 1 日付け会検第 1 号）第 9 条第 3 項に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。
- ⑧ 県発注の他の対象工事において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該工事の完了期限経過後、請負契約約款第 31 条第 1 項の規定により工事完成の通知をしていない者でないこと。

- ⑨ 県発注の他の対象工事の入札において、長野県会計局公正入札調査委員会から協定して入札した入札書に該当すると認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- ⑩ 県発注の他の対象工事の入札において、同種工事の実績等の要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- ⑪ 県発注の他の対象工事の入札において、契約後確認調査に該当する落札候補者を1年以内に2回以上辞退したとして入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- ⑫ 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- ⑬ 実質支配会社は、同一案件に同時入札することはできない。同時入札が判明した場合は、警告又は入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止措置を行うことがある。

なお、実質支配会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。

ア 人的関係のある会社

イ 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

ウ 親会社に人的関係のある会社と子会社

エ 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社

オ 事業協同組合とその構成員

## (2) 工事ごとに定める入札参加資格要件

- ① 入札に付する工事に対応した長野県建設工事入札参加資格を有する者であること。
- ② 3(7)に規定する要件を満たしている者であること。

## 3 参加表明書の作成・提出に係る事項

### (1) 参加表明書の作成様式

様式2号による。

### (2) 参加要件資料の作成様式

様式3号による。

### (3) 参加要件資料記載上の留意事項

- ① 入札参加資格業種その他参加資格登録状況  
入札参加資格業種、資格総合点数、特定建設業許可の有無を記載すること。
- ② 保有する配置予定技術職員の状況  
参加資格表明時点で在籍する技術職員の資格区分及び員数について記載すること。
- ③ 同種工事の実績
  - (ア) 同種工事の実績とは、公共機関等から発注された同報防災無線工事を元請けし、平成13年4月1日から掲示の日の前日までに竣工した工事を対象とする。
  - (イ) 会社としての同報系デジタル防災無線に関する実績を優先し3件以内で記載すること。
  - (ウ) 工事实績については、これを証する契約書の写し及び工事内容のわかる書類を添付すること。

④ 当該工事の実施体制

配置予定の主任（監理）技術者の資格及び経歴等の状況中「最近 15 年間の主な工事経歴」とは、工事実施箇所経歴のうち平成 13 年 4 月 1 日から掲示の日の前日までに竣工した工事を対象とする。なお、資格に関しては土木工事現場必携「共 3 建設工事における技術者制度」に適合することを確認願います。

⑤ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 既存施設の現場確認

現行システムの設置状況については、次のとおり現地説明会を開催します。参加希望者は、3（5）の連絡先及び担当者に、平成 28 年 8 月 8 日（月）正午までに連絡（電話、FAX 又は電子メール）の上、参加してください。なお、会場の都合により 1 社あたりの参加者は 2 名以内とします。

① 日 時 平成 28 年 8 月 18 日（木） 午前 10 時 00 分から

② 場 所 上松町公民館 3 階大会議室  
長野県木曾郡上松町小川 1706

(5) 担当事務所・問い合わせ先

〒397-8550 長野県木曾郡木曾町福島 2757-1  
長野県木曾地方事務所 農地整備課 基盤整備係  
担当 小穴 正章  
電話 0264-25-2223（直通）  
FAX 0264-24-2807  
電子メール kisoichi-nochi@pref.nagano.lg.jp

(6) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

① 提出期限 平成 28 年 8 月 10 日（水）

（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前 9 時から午後 5 時まで）

② 提出場所 3（5）に同じ。

③ 提出方法 持参または郵送とする。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限り。

なお、郵送で提出した場合は、到達したことを電話で 3（5）の担当者に確認すること。

(7) 技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者は、2（1）の要件を満たしているほか、次の基準に基づいて選定される。

なお、技術提案書提出選定者の業者名は、契約締結後、公表するものとします。

審査項目	選定の基準
入札参加資格業種	電気通信工事
資格総合点数	802 点以上

同種工事の実績又は専門性の有無	同報系防災無線工事の実績を有すること。 ※「同種工事の実績」とは、公共機関等から発注された工事を元請し、平成 13 年 4 月 1 日から掲示日の前日までに竣工した工事が該当する。
特定建設業許可に関する要件	必要
個人情報の取扱い	プライバシーマークの保有 (JIS Q 15001)

(8) 非該当理由に関する事項

- ① 参加表明を提出した者のうち、技術提案書の提出者として該当とならなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を書面により、長野県木曾地方事務所長から通知する。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して 10 日（長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第 5 号）第 1 条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、書面（様式自由）により、長野県木曾地方事務所長に対して非該当理由について説明を求めることができる。
- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して 10 日以内（休日を含まない。）に書面により回答する。
- ④ 非該当理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及び回答方法
  - (ア) 受付場所 3 (5) に同じ。
  - (イ) 受付時間 上記②の期間の午前 9 時から午後 5 時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く）
  - (ウ) 受付方法 原則 F A X とする。  
(回答を受ける担当者名、電話番号及び F A X 番号を併記すること。)  
なお、到達したことを電話で 3 (5) の担当者に確認すること。
  - (エ) 回答方法 原則 F A X とする。

(9) その他の留意事項

- ① 技術提案書提出の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加表明書の提出をした業者名（参加要件資料審査結果表）は、契約締結後、公表するものとします。

4 技術提案書の作成・提出に係る事項

(1) 技術提案書の作成様式

様式 7 号による。

(2) 技術資料の作成様式

任意様式による。

また実装する機器の製造会社（メーカー）から機器供給証明書を発行してもらい添付すること。

(3) 技術提案書記載上の留意事項

- ① 配置予定者の技術者の資格、経歴等の状況
  - (ア) 「最近 15 年間の主な工事」及び「同種工事」は、平成 13 年 4 月 1 日から掲示の日の前日までに竣工した工事を対象として記載すること。
  - (イ) 「資格」、「最近 15 年間の主な工事」及び「同種工事」の実績については、これを証する資格者証、契約書等の写しを添付すること（同報系デジタル防災無線に係る実績があれば優先して記載する）。また、資格については電気通信工事に係る資格はすべて記入すること。
- ② 技術提案  
求められた技術提案について簡潔にまとめること。
- ③ 工事に係わる費用とその内訳
  - (ア) 様式は自由とすることができるだけ 1 式計上は避けること。
  - (イ) 必要に応じて、内訳については詳細な提示を求めることがある。
  - (ウ) 費用の積算にあたっては労務単価及び資材単価等、県が公表している価格についてはこれを使用すること。
- ④ 導入するシステムが所定の機能を発揮するための維持管理費用（機器保守メンテナンス等ランニングコスト）について、記載すること。また、以下の見積も合わせて提出すること（様式任意）。
  - ・ 瑕疵期間終了後の保守契約費
  - ・ 追加購入する際の戸別受信機の見積（1 台あたり）
- ⑤ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 不明の点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付期限 平成 28 年 8 月 23 日（火）
- ② 受付場所 3（5）に同じ。
- ③ 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く）
- ④ 受付方法 FAX またはメールとする。  
なお、到達したことを電話で 3（5）の担当者に確認すること。
- ⑤ 回答方法
  - ・ 技術提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開とするが、質問者に対しては FAX 又はメール等により回答する。（平成 28 年 8 月 25 日（木）を目安とします。）
  - ・ 発注者が求める技術提案項目に係る質問及び技術提案書の提出等の事務手続きに係る一般的な質問の場合は、長野県ホームページにて公表する。

(5) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ① 提出期限 平成 28 年 8 月 30 日（火）  
（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前 9 時から午後 5 時まで）
- ② 提出場所 3（5）に同じ。
- ③ 提出部数 印刷物 1 部 及び 電子データ 1 部
- ④ 提出方法 持参または郵送とする。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限り。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3（5）の担当者に確認すること。

（6）技術提案書のヒアリングに関する事項

① ヒアリング予定日 平成 28 年 9 月 12 日（月）

（日程は変更することがあります。時間は決定次第連絡します。）

② ヒアリング場所等 長野県庁（詳細については決定次第連絡します。）

（各社 30 分程度を予定（提案者数により変更することがあります。））

なお、ヒアリング用要約版資料を 10 部用意し、当日持参願います。

要約版の書式は自由ですが、ヒアリング時間内に説明可能な内容としてください。

ヒアリング時にパワーポイント等を使用したい場合は事前に担当と調整願います。

（7）技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書は、次の基準に基づいて特定される。なお、技術提案書審査結果表は、契約締結後、公表するものとします。（但し、業者名は特定した業者名のみ公表）（様式 9 - 1）

評価項目	評価事項		評価の視点
配置予定の技術者の資格等	主任	資格	専門分野の資格を豊富に有しているか。
	(監理)技術者	経歴等	豊富な経験を有しているか。
		同種工事の実績	豊富な同種工事の実績を有しているか。
費用	費用が安価であること		・配点×最低価格/提案価格[小数点以下第 3 位四捨五入 2 位止め]
技術提案の内容	ランニングコスト		・保守契約費が安価か。 ・戸別受信機の費用(追加購入時)が安価か。
	システムの信頼性・安定性		・再送信子局等の通信確保の検討がされているか。 ・親局、再送信子局等のバックアップ機能が十分か。 ・操作が容易で応答性、信頼性に優れているか。 ・河川の監視に役立つシステムが提案されているか。 ・その他上松町の地域性(降雪地域、住民の高齢化)を鑑み、より最適な情報伝達機能、または CATV の音声告知端末の機能を補てんするシステムの提案があれば評価する。
	メンテナンス		・故障時に早急な対応が出来る体制が構築されているか。 地域状況を鑑みた保守体制や戸別受信機の設置体制が検討されているか。 ・保守点検や部品交換が容易であるか。
技術提案の内容と施工の整合性	技術提案内容が十分検討されており、施工性においても高く評価できるか。		・コストダウンのための工夫。 ・設備を長持ちさせるための工夫。 ・その他上松町にとって有益となる提案があれば評価する。

※ なお、技術提案の内容が本仕様の要求を満たしていない場合は、技術提案自体を無効とする場合があります。

（8）特定者への通知に関する事項

特定した者に対して、長野県木曾地方事務所長から特定した旨の通知を行い、随意契約を行う。  
なお、技術提案内容以外の追加項目を指定する場合がありますので、契約内容に含めた見積りを行うこと。

(9) 非特定理由に関する事項

- ① 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面により、長野県木曾地方事務所長から通知します。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して 10 日（休日を含まない。）以内に書面（様式自由）により、長野県木曾地方事務所長に対して非特定理由についての説明を求めることが出来ます。
- ③ 非特定者についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して 10 日（休日を含まない。）以内に書面により回答します。
- ④ 非特定理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法。
  - (ア) 受付場所 3（5）に同じ
  - (イ) 受付時間 上記②の期間内の午前 9 時から午後 5 時まで。  
(土曜日、日曜日及び休日は除く)
  - (ウ) 受付方法 原則として F A X とする。  
(回答を受ける担当者名、電話番号及び F A X 番号を併記すること。なお、到達したことを電話で 3（5）の担当者に確認すること。)
  - (エ) 回答方法 原則として F A X とします。

(10) 工事予定額 概ね 450,000 千円（消費税抜き）

注) 工事予定額は県営発注分と上松町単独発注分の合計額である。内訳に関しては、1（3）③（イ）b のとおりである。

このため、契約は技術提案書の内容に基づき、県営発注分と上松町単独発注分に分割して実施されるが、技術提案書は双方を合算したものにより審査され、契約予定価格は技術提案書をもとに設定されるので注意すること。

(11) その他の留意事項

- ① 提出された技術提案書は、返却いたしません。
- ② 技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ③ 提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- ④ 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を行うことがあります。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

要（長野県建設工事事務処理規程(昭和 51 年 3 月 3 日付け 50 監第 590 号)による。)

- (2) 関連情報を入手するための窓口  
3 (5) に同じ
- (3) 必要に応じて参加表明書に関するヒアリングを行う場合があります。
- (4) 技術提案書の補足資料がある場合には、4 (6) のヒアリング（プレゼンテーション）時に提出することが出来ます。
- (5) 発注者または施設管理者は、受注者に対してシステムの拡張、改修等に際しては、助言や必要な情報提供を求めることがあります。